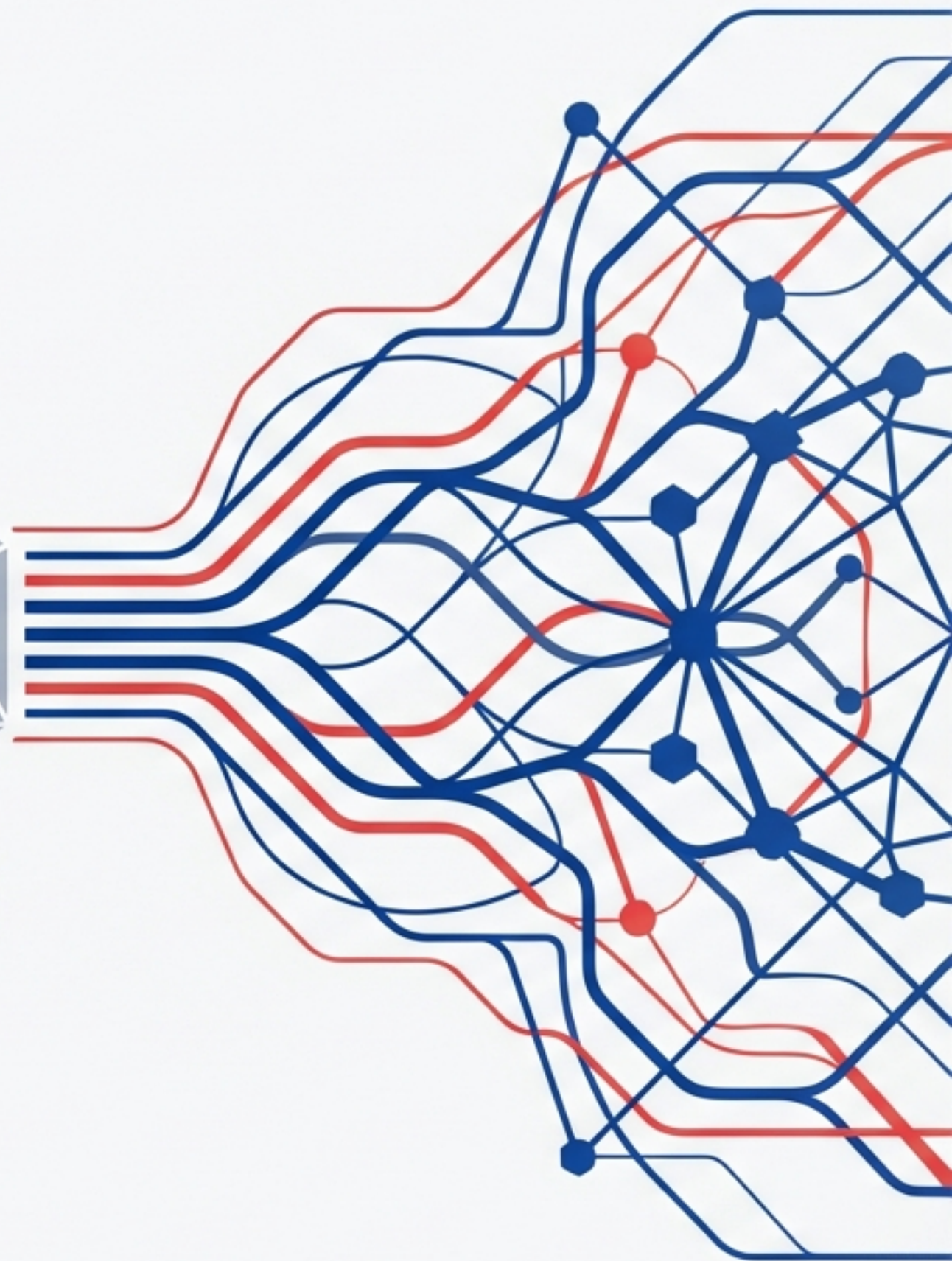


特許調査のセオリー、 2026年版へのアップデート

『侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ』
出版以降の環境変容と実務上の乖離分析



調査の「哲学」は不変。しかし、その「実践」を取り巻く環境は激変した。

2020年に出版された角淵由英氏の著書は、特許調査の「思考法（セオリー）」を体系化した名著であり、その基本哲学は2026年現在も普遍的な価値を持つ。

本書の核となる哲学：



「6W2H」のフレームワーク



再現率と適合率のバランス



「調査戦略がすべてである」
という基本理念

しかし、出版後の約5年間で、法制度、判例、技術ツール、そして経済安全保障という地政学的リスクが調査の前提条件を根本から覆した。

本レポートの目的：

本書のセオリーを2026年の実務環境に適應させるため、記述と現実の「乖離」を網羅的に分析し、現代的な実践方法を再構築する。

特許調査実務に影響を与えた主要な法改正・判決・技術変遷（2020-2026）



2020年の本書出版以降、査証制度や第三者意見募集制度などの法改正に加え、ドワンゴ事件最高裁判決や生成AIの普及など、調査実務の前提を覆すイベントが相次いだ。2026年現在、これらの要素は複合的に絡み合い、新たな調査基準を形成している。

FTO調査のパラダイムシフト①：国境を越える「属地主義」の新解釈

主題: 2025年 ドワンゴ対FC2事件 最高裁判決



2020年までの常識

- サーバが日本国外にあれば、日本の特許権侵害を問うことは困難であった。
- 理由：システムの構成要素の一部（サーバ）が日本の領域外にあるため、形式的な属地主義解釈に基づき「日本国内での実施」に該当しないとされた。



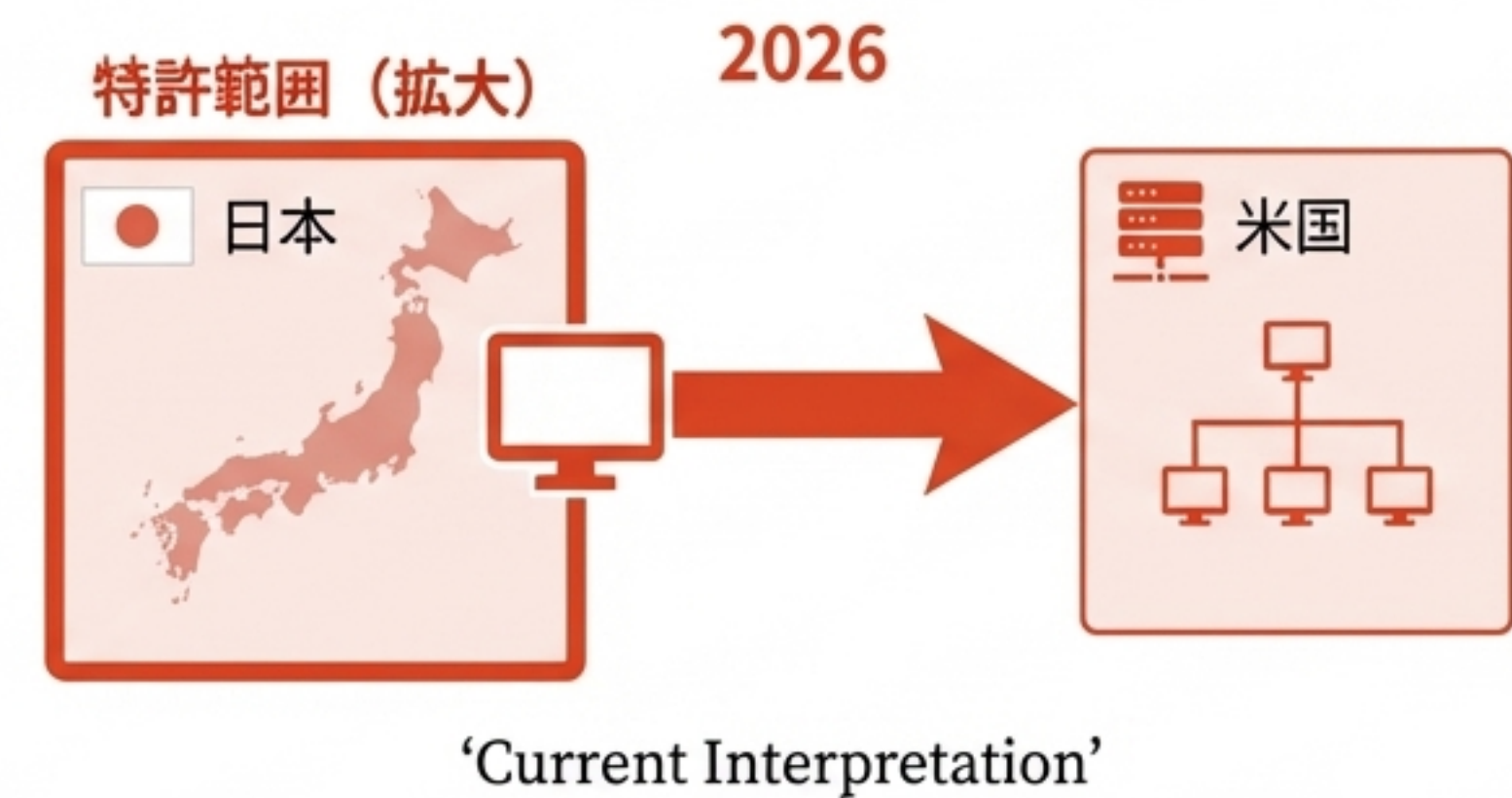
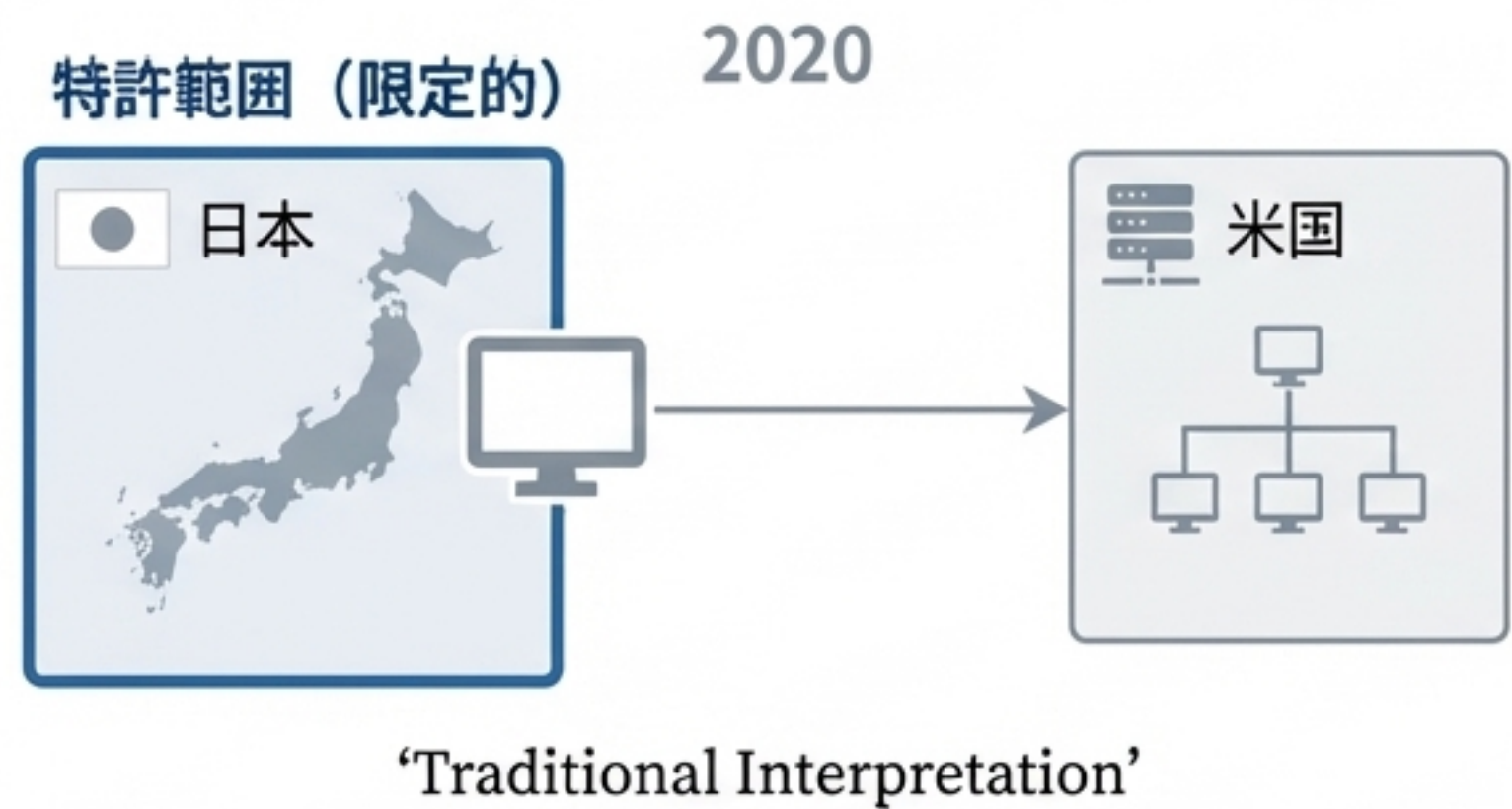
2025年最高裁判決による新基準

サーバが国外でも、以下の要件を満たす場合は日本国内での特許権侵害に該当する。

1. 国内需要者への指向性: サービスが実質的に日本国内のユーザを対象としている。
2. 国内における効果の発現: システム利用による主たる効果が日本国内で享受されている。
3. 国内構成要素の重要性: 国内の端末等がシステム全体で不可欠な役割を果たしている。

結論： これにより、FTO調査のスコープは劇的に拡大した。

属地主義の解釈変更：海外サーバ型システムのリスク評価モデル（2020 vs 2026）



実務上の修正点（本書のセオリーとの乖離）

本書のセオリー（2020年基準）	2026年時点の実務対応
調査対象国: 製造・販売・使用が行われる国に限定	調査対象国: サーバ設置国に関わらず、「サービスの提供先（市場）」が日本であれば、日本の特許を調査対象に含める。
実施行為の特定: 海外サーバなら日本特許のリスクは低いと判定	実施行為の特定: 「海外サーバ+国内端末」構成でも日本特許の侵害リスクは「高」と判定。システムの「実質的な利用地」を重視。
検索式の設計: 国内のシステム構成に限定したキーワード選定	検索式の設計: ネットワーク構成に依存しない機能的な検索式を構築。

FTO調査のパラダイムシフト②：「調査漏れ」の金銭的リスクが急増

背景: 調査の「見逃しリスク」は、2020年当時よりも遥かに甚大になっている。



要因1：損害賠償額算定ルール の厳格化（2019年特許法改正）

特許法102条改正により、侵害者の利益のうち特許権者の生産能力を超える部分もライセンス料相当額として上乗せ請求が可能に。



要因2：寄与率の安易な減額を 認めない傾向（美容器事件 知財 高裁大合議判決 2020年）

特許発明が製品の一部でも、製品全体の売上を基準に損害額を算定する傾向が示された。

実務への示唆

- 本書で推奨される「低リスク案件における簡易調査」の適用は、より慎重な判断が必要。
- 特にソフトウェアや機能部品の特許は、製品全体の売上ベースでの賠償リスクを想定した徹底的な調査が求められる。

無効資料調査の重要性の高まり：新たな「武器」と「戦場」

主題: 侵害訴訟における防御戦略が「非侵害の主張」から「無効の主張」へシフトしている。



非侵害の主張



無効の主張

要因1：査証制度（2020年10月施行）による証拠収集の強化

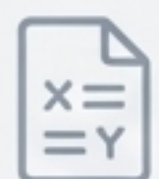
- 中立な専門家（査証人）が被疑侵害者の工場等へ立入調査を行う制度。
- これにより、BtoB製品や製法特許の侵害事実を隠し通すことが困難になった。
- 結果、被疑侵害者側は「特許は無効である」という無効論の構築にリソースを集中させる傾向が強まっている。



結論: 無効資料調査は、侵害回避の「最後の砦」として、2020年当時以上に重要性が高まっている。

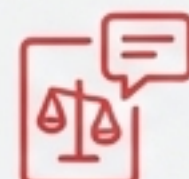
求められる情報の「質」的転換と多様化

要因2：第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ、2022年4月導入）



従来の役割

vs.



新たな役割

新規性・進歩性を否定する
先行技術文献（X、Y文献）
の探索。

裁判所に対し「当該技術の社会的影響」や「海外の法制度・運用状況」に関する意見提出をサポートする調査。

調査対象の拡大

特許公報に加え、業界団体のガイドライン、標準化文書、海外判決文、経済論文などへ拡大。

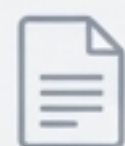


要因3：口頭審理のオンライン化（2021年10月運用開始）

審理の効率性が向上し、遠隔地の関係者も参加しやすくなった。

調査担当者への新たな要求

オンラインでのプレゼンテーションに適した、視覚的に分かりやすい対比資料（クレームチャート、技術動画等）の作成能力。



結論：調査には、単なる先行技術探索を超え、裁判所の判断形成を支援するための多角的で視覚的に訴求力のある情報収集・提示能力が求められる。

審査基準の改訂が検索戦略に与える直接的影響

改訂点1：マルチマルチクレームの制限（2022年4月1日以降の出願）

無効資料調査への影響

- 2022年4月以前の特許：複雑な引用関係を解きほぐし、網羅的な検討が必要。
- 2022年4月以降の特許：クレーム構造はシンプル化されたが、権利者は「強い従属項」を意識的に配置。従属項特有の限定事項に焦点を当てた精密度な調査（「ドンズバ」資料の探索）の重要性が増している。

Before（以前）



複雑な引用関係

After（以後）



精密な調査

強い従属項

改訂点2：AI・IoT関連技術の進歩性判断基準の明確化

調査上のポイント

アルゴリズムの構成だけでなく、「学習データの質的相関」や「前処理における技術的特徴」が進歩性の核となるケースが増加。

必須となる調査

特許公報に加え、arXiv等のプレプリントサーバーやAI関連の国際会議（NeurIPS, CVPR等）を対象とした非特許文献調査。



特許



arXiv、国際会議
(NeurIPS, CVPR等)

経済安全保障と「見えない特許」という新たなリスク

制度

経済安全保障推進法に基づく特許
出願非公開制度（2024年5月運用
開始）

概要

防衛、宇宙、サイバーセキュリティ等
の特定技術分野において、保全指定
された出願は公開されず、J-PlatPat
等のデータベースには一切現れない
（秘密特許）。



本書との決定的乖離

- 本書は「出願から1年6ヶ月で公開される」という大前提に立っている。
- 2026年現在、この前提は特定技術分野において崩壊した。

調査担当者の新たな責務

- 調査対象技術が「特定技術分野」に該当するかを慎重に判定する。
- 該当する場合、データベース検索で「No Hit」でも、「他社が秘密裏に出願しているリスク」を否定できない旨を調査報告書に明記する義務がある。
- 特許情報以外のインテリジェンス（政府の調達情報等）を活用した推論が求められる。

調査ワークフローの変革：人間主導からAI協働モデルへ

従来（2020）



AI支援（2026）



生成AIによるプロセスの革新

- 検索式作成の自動化・高度化**：発明内容から関連するFI、Fターム、キーワードをAIが網羅的にリストアップ。人間が数時間かけていた作業を数分で完了。
- スクリーニングの自動化：AIによる「公報の要約生成」や「クレームチャートの自動生成」が標準機能に。

人間の役割の変化

調査担当者は単純な「読む」作業から解放され、より高度な知的作業である「戦略立案 (Why)」と「最終判断 (Validation)」にリソースを集中できる構造へと変化している。

基礎ツールの進化：J-PlatPatの機能拡張がもたらす分析手法の変化

背景: 日本の特許庁が提供する無料データベース「J-PlatPat」も、この5年間で大幅な機能強化がなされた。

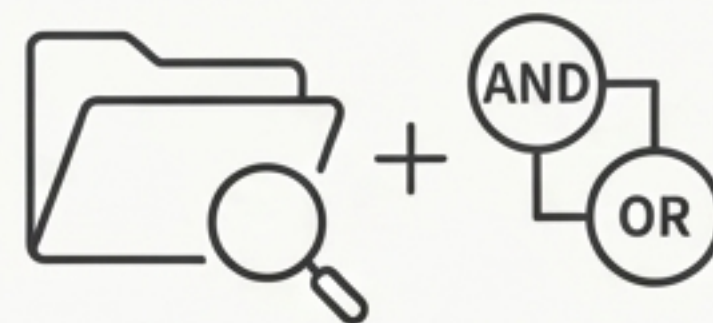
検索結果表示・CSV出力の大幅拡大



影響

本書で述べられた「件数を絞り込む工夫」の必要性が低下。大量データを一括出力し、手元のBIツール等で分析する手法が主流に。

検索履歴の保存と活用機能の強化 (2024-2025年)



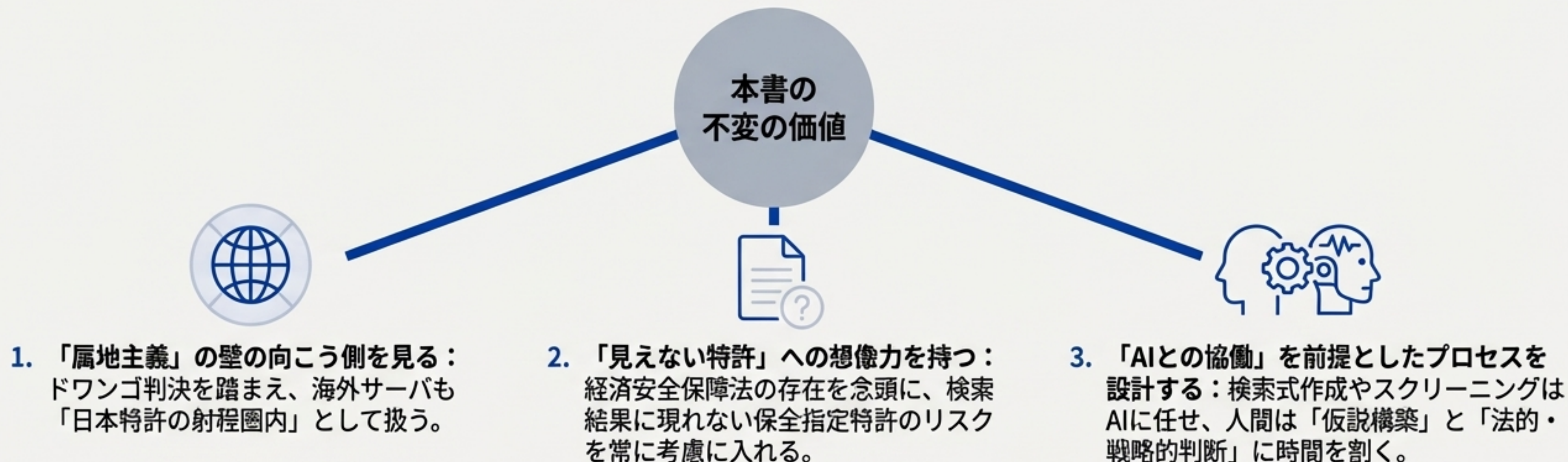
過去の検索結果集合を用いた論理演算などが容易になり、より複雑な検索が効率的に。

結論

無料ツールでも、大量データを活用した分析が前提の時代となっている。

結論：本書の「セオリー」を核に、最新の「ルール」と「ツール」を装備する

本書の不変の価値：調査の目的意識（Why）や仮説思考（Hypothesis Thinking）の重要性を説いた点において、AI全盛の2026年でも調査担当者が立ち返るべき「原点」である。
AIは「何を調査すべきか」「結果をどうビジネスに結びつけるか」は決められない。



2026年の実務で本書を適用するための3つのアップデート：

1. 「属地主義」の壁の向こう側を見る：
ドワンゴ判決を踏まえ、海外サーバも「日本特許の射程圏内」として扱う。
2. 「見えない特許」への想像力を持つ：
経済安全保障法の存在を念頭に、検索結果に現れない保全指定特許のリスクを常に考慮に入れる。
3. 「AIとの協働」を前提としたプロセスを設計する：
検索式作成やスクリーニングはAIに任せ、人間は「仮説構築」と「法的・戦略的判断」に時間を割く。

2026年の特許調査：人間の「戦略」が真価を問われる時代へ



調査の「作業（How）」はAIが高速化・自動化する。

だからこそ、調査の目的を定め（What）、仮説を立て、結果をビジネス上の意思決定に繋げる「戦略（Why）」こそが、プロフェッショナルの価値の源泉となる。

本書が説いた「セオリー」は、今、かつてないほど重要な意味を持っている。